B　当該市町村が移設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の移設面積

C　当該市町村が借用した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の借用面積

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する森林病害虫等防除事業に係る経費のうち当該市町村が負担する額

B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る林業及び水産業の従業者数に普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に640.9円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　鳥獣の駆除（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第四条の規定に基づき市町村が定める被害防止計画に基づき行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　有害鳥獣（当該市町村を包括する都道府県の知事が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四条第一項の規定に基づき策定する鳥獣保護管理事業計画で定めるものに限る。）の駆除に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×2,633,000円×0.7

算式の符号

A　老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により当該年度の９月30日現在において、養護老人ホームに入所措置されている者で当該市町村がその経費を負担したものの実人員数に0.8400を乗じて得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数

B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第10号の２の規定に準じて算定した当該年度の当該市町村の養護老人ホーム被措置者数

九　森林病害虫等防除事業に要する経費があること。

十　有害鳥獣の駆除に要する経費があること。

十一　老人ホーム被措置者の数が多いため特別の財政需要があること。

B　当該市町村が移設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の移設面積

C　当該市町村が借用した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の借用面積

前条第１項第１号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「17.8円」とあるのは、「640.9円」と読み替えるものとする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　鳥獣の駆除（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第四条の規定に基づき市町村が定める被害防止計画に基づき行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　有害鳥獣（当該市町村を包括する都道府県の知事が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四条第一項の規定に基づき策定する鳥獣保護管理事業計画で定めるものに限る。）の駆除に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×2,609,000円×0.7

算式の符号

A　老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により当該年度の９月30日現在において、養護老人ホームに入所措置されている者で当該市町村がその経費を負担したものの実人員数に0.8400を乗じて得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数

B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第10号の２の規定に準じて算定した当該年度の当該市町村の養護老人ホーム被措置者数

九　森林病害虫等防除事業に要する経費があること。

十　有害鳥獣の駆除に要する経費があること。

十一　老人ホーム被措置者の数が多いため特別の財政需要があること。